

下請法についてセミナー開催のご案内

下請法は、下請代金の支払遅延などを防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するために制定されたビジネスの基礎知識として不可欠な取引のルールです。

下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることや納期までに納品したにもかかわらず、代金の支払日を遅らせることが禁止されています。

このような事について、事例をあげて概要説明しますので、是非ご参加を頂きますようご案内します。

記

1. 日 時 平成30年2月7日（水） 午後2時～4時
2. 場 所 稲沢商工会議所会館 2階第2会議室
3. 講 師 公正取引委員会事務総局 中部事務所職員
4. 定 員 20名（定員になり次第締め切ります）
5. 受講料 無 料
6. 申込み・問合せ 稲沢商工会議所 中小企業相談所
お電話にてお申込みください。 電 話 0587-81-5000
7. 主 催 稲沢商工会議所 中小企業相談所／商業対策委員会

※建設工事にかかる取引は、下請法の適用対象外となります。